

報 告 第 3 号

知 事 専 決 事 項 報 告

次の事件は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、これを報告し、その承認を求める。

令 和 8 年 6 月 15 日

長 崎 県 知 事 平 田 研

令和 7 年度長崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度長崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ34,821千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ120,339千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 諸 収 入		千円 133,343	千円 △34,821	千円 98,522
	1 貸付金元利収入	133,343	△34,821	98,522
歳 入 合 計		155,160	△34,821	120,339

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 生活福祉費		千円 155,160	千円 △34,821	千円 120,339
	1 母子父子寡婦福祉費	155,160	△34,821	120,339
歳 出 合 計		155,160	△34,821	120,339

報告第4号

知事専決事項報告

次の事件は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、これを報告し、その承認を求める。

令和8年6月15日

長崎県知事 平 田 研

令和 7 年度長崎県農業改良資金特別会計補正予算（第 2 号）

令和 7 年度長崎県農業改良資金特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ676千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28,815千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
(農業改良資金業務勘定)		千円 915	千円 Δ291	千円 624
2 繰 越 金		1	Δ1	0
	1 繰 越 金	1	Δ1	0
3 諸 収 入		546	Δ290	256
	1 雑 入	546	Δ290	256
(就農支援資金業務勘定)		689	Δ385	304
1 繰 入 金		669	Δ419	250
	1 一般会計繰入金	669	Δ419	250
2 繰 越 金		10	44	54
	1 繰 越 金	10	44	54
3 諸 収 入		10	Δ10	0
	1 雑 入	10	Δ10	0

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
歳 入	合 計	千円 29,491	千円 Δ676	千円 28,815

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
(農業改良資金業務勘定)		千円 915	千円 Δ291	千円 624
1 農林水産業費		915	Δ291	624
	1 農 業 費	915	Δ291	624
(就農支援資金業務勘定)		689	Δ385	304
1 農林水産業費		689	Δ385	304
	1 農 業 費	689	Δ385	304
歳 出	合 計	29,491	Δ676	28,815

報告第5号

知事専決事項報告

次の事件は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、これを報告し、その承認を求める。

令和8年6月15日

長崎県知事 平 田 研

令和 7 年度長崎県林業改善資金特別会計補正予算（第 2 号）

令和 7 年度長崎県林業改善資金特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ40,780千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ171千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
(貸付勘定)		千円 40,000	千円 Δ40,000	千円 0
1 繰 越 金		33,333	Δ33,333	0
	1 繰 越 金	33,333	Δ33,333	0
2 諸 収 入		6,667	Δ6,667	0
	1 貸付金元利収入	6,667	Δ6,667	0
(業務勘定)		951	Δ780	171
1 繰 入 金		948	Δ780	168
	1 一般会計繰入金	948	Δ780	168
歳 入 合 計		40,951	Δ40,780	171

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
(貸付勘定)		千円 40,000	千円 Δ40,000	千円 0
1 農林水産業費		40,000	Δ40,000	0
	1 林 業 費	40,000	Δ40,000	0
(業務勘定)		951	Δ780	171
1 農林水産業費		951	Δ780	171
	1 林 業 費	951	Δ780	171
歳 出 合 計		40,951	Δ40,780	171

報告第6号

知事専決事項報告

次の事件は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、これを報告し、その承認を求める。

令和8年6月15日

長崎県知事 平 田 研

令和 7 年度長崎県県営林特別会計補正予算（第 3 号）

令和 7 年度長崎県県営林特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ28,721千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ401,884千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 国庫支出金		千円 149,622	千円 2,842	千円 152,464
	1 国庫負担金	8,622	3,748	12,370
	2 国庫補助金	141,000	△906	140,094
2 財産収入		102,024	△4,334	97,690
	1 財産運用収入	41	△7	34
	2 財産売却収入	101,983	△4,327	97,656
5 諸 収 入		101	19,071	19,172
	1 雑 入	101	19,071	19,172
6 県 債		68,300	△46,300	22,000
	1 県 債	68,300	△46,300	22,000
歳 入 合 計		430,605	△28,721	401,884

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 農林水産業費		千円 430,605	千円 Δ28,721	千円 401,884
	1 林 業 費	282,645	Δ28,720	253,925
	2 公 債 費	147,960	Δ1	147,959
歳 出 合 計		430,605	Δ28,721	401,884

第2表 地方債補正

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県営林造林事業費	千円 68,300	普通貸借 (借入先) (株)日本政策 金融公庫 (借入時期) 令和7年度。た だし、工事その 他の都合により、 その全部又は一 部を翌年度に繰 延べ借入れする ことができる。	(株)日 本政策金 融公庫法 第12条第 2項及び 林業経営 基盤の強 化等の促 進のため の資金の 融通等に 関する暫 定措置法 第5条第 2項によ り(株) 日本政策 金融公庫 の定める ところによ る。	借入時期から40 年以内(うち据 置期間25年以 内)において元 利均等又は元金 均等などの償還 の方法による。 ただし、本県財 政の都合によ り、繰上償還を なし、又は償還 年限を短縮し、 若しくは借換え をすることがで きる。	千円 22,000	補正前に同じ。	補正前 に同じ。	補正前に同じ。
計	68,300				22,000			

報 告 第 7 号

知 事 専 決 事 項 報 告

次の事件は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、これを報告し、その承認を求める。

令 和 8 年 6 月 15 日

長 崎 県 知 事 平 田 研

令和 7 年度長崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第 2 号）

令和 7 年度長崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ35,595千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ74,568千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
(貸付勘定)		千円 106,700	千円 △35,000	千円 71,700
1 繰 入 金		1,900	360	2,260
	1 業務勘定繰入金	1,900	360	2,260
2 繰 越 金		98,964	△35,360	63,604
	1 繰 越 金	98,964	△35,360	63,604
(業務勘定)		3,463	△595	2,868
1 繰 入 金		1,562	△954	608
	1 一般会計繰入金	1,562	△954	608
2 諸 収 入		1,901	359	2,260
	1 県預金利子	1,900	360	2,260
	2 雑 入	1	△1	0
歳 入	合 計	110,163	△35,595	74,568

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
(貸付勘定)		千円 106,700	千円 △35,000	千円 71,700
1 農林水産業費		106,700	△35,000	71,700
	1 水産業費	106,700	△35,000	71,700
(業務勘定)		3,463	△595	2,868
1 農林水産業費		3,463	△595	2,868
	1 水産業費	3,463	△595	2,868
歳 出 合 計		110,163	△35,595	74,568

報 告 第 8 号

知 事 専 決 事 項 報 告

次の事件は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、これを報告し、その承認を求める。

令 和 8 年 6 月 15 日

長 崎 県 知 事 平 田 研

令和 7 年度長崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第 2 号）

令和 7 年度長崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,426千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ161,598千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 繰 入 金		千円 77,280	千円 △958	千円 76,322
	1 一般会計繰入金	77,280	△958	76,322
2 繰 越 金		559	△468	91
	1 繰 越 金	559	△468	91
歳 入 合 計		163,024	△1,426	161,598

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 商 工 費		千円 163,024	千円 Δ1,426	千円 161,598
	1 商工業費	77,749	Δ1,426	76,323
歳 出 合 計		163,024	Δ1,426	161,598

報 告 第 9 号

知 事 専 決 事 項 報 告

次の事件は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、これを報告し、その承認を求める。

令 和 8 年 6 月 15 日

長 崎 県 知 事 平 田 研

令和 7 年度長崎県庁用管理特別会計補正予算（第 2 号）

令和 7 年度長崎県庁用管理特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ28,224千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ212,742千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 諸 収 入		千円 234,683	千円 Δ28,224	千円 206,459
	1 雑 入	234,683	Δ28,224	206,459
歳 入 合 計		240,966	Δ28,224	212,742

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 庁用管理費		千円 240,966	千円 Δ28,224	千円 212,742
	1 庁用管理費	92,152	Δ14,146	78,006
	2 文書管理費	148,814	Δ14,078	134,736
歳 出 合 計		240,966	Δ28,224	212,742

知 事 専 決 事 項 報 告

次の事件は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、これを報告し、その承認を求める。

令 和 8 年 6 月 15 日

長 崎 県 知 事 平 田 研

令和 7 年度長崎県長崎魚市場特別会計補正予算（第 2 号）

令和 7 年度長崎県長崎魚市場特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,184千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ218,479千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 使用料及び手数料		千円 171,454	千円 4,559	千円 176,013
	1 使 用 料	171,454	4,559	176,013
2 繰 入 金		54,206	Δ11,945	42,261
	1 一般会計繰入金	54,206	Δ11,945	42,261
3 繰 越 金		1	178	179
	1 繰 越 金	1	178	179
4 諸 収 入		2	24	26
	1 雑 入	2	24	26
歳 入 合 計		225,663	Δ7,184	218,479

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 農林水産業費		千円 225,663	千円 Δ7,184	千円 218,479
	1 水産業費	221,712	Δ7,184	214,528
歳 出 合 計		225,663	Δ7,184	218,479

知事専決事項報告

次の事件は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、これを報告し、その承認を求める。

令和8年6月15日

長崎県知事 平 田 研

令和 7 年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算（第 6 号）

令和 7 年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ68,380千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,404,084千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
(港湾施設整備事業勘定)		千円 3,749,891	千円 △69,904	千円 3,679,987
1 使用料及び手数料		719,698	29,610	749,308
	1 使 用 料	719,698	29,610	749,308
2 財産収入		8,461	94,489	102,950
	2 財産売払収入	0	94,489	94,489
4 諸 収 入		209,203	△13,203	196,000
	1 雑 入	209,203	△13,203	196,000
5 県 債		2,790,000	△180,800	2,609,200
	1 県 債	2,790,000	△180,800	2,609,200
(港湾整備事業勘定)		722,573	1,524	724,097
1 使用料及び手数料		10,662	136	10,798
	1 使 用 料	10,662	136	10,798

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 財産収入		千円 711,597	千円 1,386	千円 712,983
	1 財産運用収入	92,565	1,386	93,951
4 諸 収 入		298	2	300
	1 雑 入	298	2	300
歳 入 合 計		4,472,464	Δ68,380	4,404,084

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
(港湾施設整備事業勘定)		千円 3,749,891	千円 △69,904	千円 3,679,987
1 土 木 費		3,749,891	△69,904	3,679,987
	1 港 湾 費	2,873,604	△69,904	2,803,700
	2 公 債 費	876,287	0	876,287
(港湾整備事業勘定)		722,573	1,524	724,097
1 土 木 費		722,573	1,524	724,097
	1 財産管理費	722,573	1,524	724,097
歳 出 合 計		4,472,464	△68,380	4,404,084

第2表 地方債補正

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
港 湾 施 設 整 備 費	千円 2,790,000	債券発行又は普通貸借 (借入先) 財務省、地方公共団体金融機構、銀行その他 (借入時期) 令和7年度。ただし、工事その他の都合により、その全部又は一部を翌年度に繰延べ借入れすることができる。	年 利 5.0%以内 (ただし、 利率見直し方式で借り入れる資金については、当該見直し後の利率)	借入時期から30年以内（うち据置期間5年以内）において元金均等又は元金均等などの償還の方法による。ただし、本県財政の都合により、繰上償還をなし、又は償還年限を短縮し、若しくは借換えをすることができ	千円 2,609,200	補正前に同じ。	補正前に同じ。	補正前に同じ。
計	2,790,000				2,609,200			

知事専決事項報告

次の事件は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、これを報告し、その承認を求める。

令和8年6月15日

長崎県知事 平 田 研

令和 7 年度長崎県公債管理特別会計補正予算（第 2 号）

令和 7 年度長崎県公債管理特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15,056千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70,394,204千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 財産収入		千円 312,964	千円 Δ15,056	千円 297,908
	1 財産運用収入	312,964	Δ15,056	297,908
2 繰 入 金		19,715,181	0	19,715,181
	1 一般会計繰入金	14,407,218	15,057	14,422,275
	2 基金繰入金	5,307,963	Δ15,057	5,292,906
歳 入 合 計		70,409,260	Δ15,056	70,394,204

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 公 債 費		千円 70,409,260	千円 Δ15,056	千円 70,394,204
	1 公 債 費	70,409,260	Δ15,056	70,394,204
歳 出 合 計		70,409,260	Δ15,056	70,394,204

知事専決事項報告

次の事件は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、これを報告し、その承認を求める。

令和8年6月15日

長崎県知事 平 田 研

令和 7 年度長崎県国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

令和 7 年度長崎県国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,741,510千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ144,422,633千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		千円 38,777,060	千円 Δ1	千円 38,777,059
	1 負担金	38,777,060	Δ1	38,777,059
2 国庫支出金		39,923,598	Δ3,244,182	36,679,416
	1 国庫負担金	26,575,562	Δ5,277,672	21,297,890
	2 国庫補助金	13,348,036	2,033,490	15,381,526
3 財産収入		43,925	1,555	45,480
	1 財産運用収入	43,925	1,555	45,480
4 繰入金		8,529,938	Δ480,327	8,049,611
	1 一般会計繰入金	8,524,938	Δ475,327	8,049,611
	2 基金繰入金	5,000	Δ5,000	0
5 繰越金		2,838,843	1	2,838,844
	1 繰越金	2,838,843	1	2,838,844

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
6 諸 収 入		千円 58,050,779	千円 Δ18,556	千円 58,032,223
	1 雑 入	58,050,779	Δ18,556	58,032,223
歳 入 合 計		148,164,143	Δ3,741,510	144,422,633

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 生活福祉費		千円 148,164,143	千円 Δ3,741,510	千円 144,422,633
	1 社会福祉費	148,164,143	Δ3,741,510	144,422,633
歳 出 合 計		148,164,143	Δ3,741,510	144,422,633